

医療事故レベル

医療安全管理委員会

レベル	内容	備考
レベル0	医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された場合	医療事故報告書等を5日以内に医療安全管理室に提出
レベル1	誤った医療が実施されたが患者への影響が認められなかった場合 (何らかの影響を与えた可能性は否定できない)	
レベル2	誤った医療が実施され、検査や軽微な処置・治療を要した場合 (バイタルサインの軽度変化・患者観察の強化・安全確認のための検査などの必要性が生じた場合、なお軽微な処置とは消毒・湿布・鎮痛剤の投与等を指す)	
レベル3a	誤った医療が実施され、処置・治療の必要性を要した場合 (処置とは、皮膚の縫合を含む)	医療事故の場合、速やかに直属の上司を經由して病院長および医療安全管理室へ口頭報告 報告書を5日以内に医療安全管理室に提出
レベル3b	誤った医療が実施され、濃厚な処置・治療の必要性が生じた場合 (バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折等)	
レベル4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合	
レベル4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合	
レベル5	死亡した場合(原疾患の自然経過によるものは除く)	

※ 合併症（既知及び未知）については、レベル3b相当以上が報告対象です。

2015年10月1日改訂